

## 型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針

令和5年8月30日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、型式指定の変更承認申請の審査をする過程において、関係する原子力規制委員会規則の規定について課題が判明したことから、当該課題に対する今後の対応方針について了承を諮るものである。

### 2. 本件に関する経緯

今般、原子力規制委員会は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更承認申請（令和5年4月3日申請、令和5年5月19日一部補正）を受理した。

本型式指定の前提となる型式証明においては、貯蔵区域における地震力を増加し、特定容器等を使用できる使用済燃料貯蔵施設の範囲を拡大する変更が承認されている（令和元年7月5日承認）。当該申請は、この型式証明の変更を受け、型式指定についても同じ内容の変更を行おうとするものである。

当該申請は現行法令に基づく適法な申請であることから、現在審査会合等において承認の基準への適合性を確認しているところであり、変更承認の要件である「その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一」と認められれば、承認の手続を進めることとする<sup>1</sup>。

一方で、審査の過程において、関係法令の規定について課題があることが判明した。

### 3. 関係法令の規定について審査の過程で判明した課題

型式指定の変更承認は炉規法<sup>2</sup>では規定されておらず、原子力規制委員会規則（貯蔵規則<sup>3</sup>第43条の2の9）で規定されている。当該規則の規定は、「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める」とした炉規法第43条の26の3第7項の委任に基づき定められている。

原子力規制委員会規則は、法律の委任の範囲内で定めることができるものであるが、炉規法第43条の26の3第7項の委任の範囲に型式指定の変更承認に係る規定を定めることが含まれるのかは、必ずしも自明ではない。

また、審査実務から見ても、変更承認は法律上の指定を受けた型式と同一と認めら

<sup>1</sup> 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）第24条に基づく別表第3、事項番号249（貯蔵の型式指定の変更承認）において型式指定の変更承認は長官専決事項とされている。

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第116号）

<sup>3</sup> 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）

れる場合に限り認められるとはいえ、今回の三菱重工からの申請のように、変更承認申請であっても新規指定と同様な技術的な審査を要するものもあり、どのような内容の申請であれば新規指定又は変更承認として取り扱うのか明確になっていない。

#### 4. 規則の見直しに向けた検討の開始（委員会了承事項）

炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項に規定された委任の範囲である「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項」の外延がどこまでか、また、技術的な審査を要するものも含む変更の中でどの範囲までを新規・変更としてとらえるべきかを改めて検討し、その検討の結果を踏まえ、必要に応じて原子力規制委員会規則の改正を行うこととする。

（別紙）型式指定の変更に関する法令の規定の構造

（参考）関連条文